







注意事項		公印使用承認		施行日等	
起案日	令和 5年 3月 8日			3/8	
供覧日				-	
文書番号	4監査号外				
決裁種別	紙				
施行方法		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>		システム入力済 <input type="checkbox"/>	
備考		起案者氏名 松村 健一 課 (地方機関) 事務局 (監) グループ (課) 監査第一課			
題名 住民監査請求の要件審査について					文書種別 伺い
代表監査委員	監査委員 (川上委員)	監査委員 (山内委員)	局長	次長	課長
					
保存期間	5年	標準ファイル名 委員協議会 (協議議題)			
伺い文					
<p>令和5年2月22日付けで別添1及び2のとおり2件の住民監査請求がありました。当該住民監査請求に係る要件審査は案1及び2のとおりであり、地方自治法第242条の要件を満たしておりますことから、速やかに監査を実施するため、愛知県監査委員処務規程第4条第3項に基づき書面による回議により、案のとおり監査の実施を決定することとするのしいか。</p>					

# 愛知県職員措置請求書

## 1. 請求の要旨

請求の対象者 愛知県知事 (愛知県議会事務局長)

愛知県議会議員 渡辺昇氏に対する不当に候用いた政務活動費の返還を請求すること。

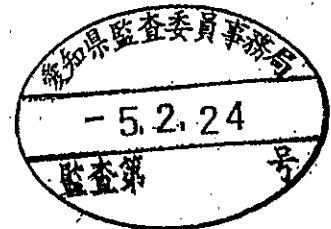
又これに対する事案として、渡辺昇氏が2021年11月12日政務活動費  
県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は福岡空港に  
おけるエアゲートや滑走路の増設を県学名古屋空港でも積極的に要望するものと  
あるものの、調査に訪れた事実はない。

当日の政務活動費は 水戸新幹線を利用し50540円、その内訳は  
名古屋 博多間の新幹線往復代50020円と、博多駅と福岡空港の  
地下鉄往復代520円である。 不当に候用いた政務活動費の返還を  
求めます。

## 2. 請求者

[Redacted Name and Address]

連絡先 [Redacted Contact Information]



地方自治法第242条 第1項の規定により 別紙事実証明書と添付  
必要の措置を請求します。

2023年 1月 22日

愛知県監査委員 御中

別紙 事実関係証明書

福岡空港への県外活動調査の事実関係について、2023年2月17日福岡空港  
総務課 [ ] 氏に2021年11月12日に渡辺氏が視察に伺った旨の調査依頼があり、  
「関係簿冊は保管しており、当日渡辺議員が視察に訪れた記録はない」とのこと。  
通常議員の方が視察に伺った場合は、しほりま立場の職員が対応して頂いて  
記録として残しているとのこと。

尚、福岡を始め他府県へ頻繁に政務活動費を用いて県外活動視察に行っている  
ことも公費を用いて個人的に女性に会いに行っていた可能性が大きいと思料されます。

その理由として、結婚相談所の担当者から「彼は福岡に女性に会いに  
行かれます」と聞かされたことがあります。昨、昨年10月4日にコミニティで報道された

「同性婚を支持する」自民党の愛知県議員 渡辺昇の謝罪会見において、

ジェンダー平等を求め市民団体事務局長の [ ] 氏が女性地方議員連に  
SNS等を使って執拗に接触を求めたり癒着するようセクハラを迫りました。

[ ] 氏に付き最近にあって地方女性議員より、渡辺氏の何れも癒着があり  
同様のセクハラが噂されているとのこと。

更に、2022年10月12日朝日新聞デジタルでは、他県の女性議員に宿泊先のホテルを

伺った上で、面会を求めメッセージを送っていたと明らかにした。渡辺氏は「セクハラに  
あてられたいと思う」と述べた。渡辺氏によると2022年9月の宮城県視察の前は

フェイスブック上で [ ] 仙台市議に宿泊先を伺った上であつた旨のメッセージを

送ったという。渡辺氏は「性的対応と言ったわけではなく、情報交換という目的だった」と

述べた。「月が経れば分かる」などのメッセージも [ ] 市議は朝日新聞の取材に

「会ったことも無いのに、ホテルでの面会に誘うなんて非常識。返信をしないだけでも、

月が経れば分かる、などのメッセージも遠慮があった」と話した。

従って、昨年9月、宮城県視察の県外活動費も [ ] 仙台市議に面会目的で

公費が使われていることも明らかである。

その裏付けとして、全国の地方女性議員連立の棟情をまとめた[ ]事務局長の情報によると、多くの女性議員連は渡辺氏と面識もないのに視察で訪れたと言いつつ、公園に呼び出されているとのことで、2018年度、2019年度には、渡辺氏の政務活動報告書によると、全国のあちこちの公園に政務活動費の俵以視察に出席しており、これらも地方女性議員連の声を聞くが、公費を不当に使ったと懸料をします。

以上、この様に議員の立寄りを利用した悪質な公費の使用は、決して許されるものではありません。

# 政務活動費県外活動報告書

議員名 渡辺 昇

番号	活動概要		
2	日 程	2021年11月12日(金) ~ 2021年11月12日(金)	泊 / 日
	訪問先及び所在地  〔市区町村名まで記入〕	福岡空港 (福岡市博多区)	
	目的・内容・成果等 (具体的に記入)	2025年に福岡空港の滑走路が増設される。県営名古屋空港も国内各地への航空便を増やしてほしい。その為滑走路増設を提案したい。政令指定都市であり4年後に滑走路が増設される福岡空港を実際に視察。それと福岡空港は以前にビアガーデンを開催。空港へのお客様を増やし楽しんで頂く為に県営名古屋空港にも展望デッキにビアガーデンを開設する事を要望するも目的に福岡空港を視察。	
	日 程	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )	泊 日
	訪問先及び所在地  〔市区町村名まで記入〕		
	目的・内容・成果等 (具体的に記入)		

領収書整理票

(議員名: 渡辺昇)

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請関係等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
23	0										

領収書 No. 5130240  
 金額 ¥22,240円  
 但し、乗車券として  
 上記金額に課税されました  
 2021年11月4日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます  
 現金出納簿  
 現金出納簿  
 印紙税申告納付につき名古屋中村税務事務所

名古屋—長野(往復)  
 別紙県外活動報告書1の通り

11月5日乗車

按分率	按分後金額
-----	-------

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請関係等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
24	0										

領収書 No. 5130240  
 金額 ¥50,020円  
 但し、乗車券として  
 上記金額に課税されました  
 2021年11月11日  
 東海旅客鉄道株式会社  
 ご利用いただきましてありがとうございます  
 現金出納簿  
 現金出納簿  
 印紙税申告納付につき名古屋中村税務事務所

名古屋—博多(往復)  
 別紙県外活動報告書2の通り

11月12日乗車

按分率	按分後金額
-----	-------

※ 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添とすることも可能である。  
 ※ 「整理番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。  
 ※ 按分した場合は、按分率欄及び按分後金額欄に記載すること。

領収書整理票

(議員名: 渡辺 昇)

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
25	○										

**領収書**

渡辺 昇 様

ご利用日付 2021年11月12日  
時刻 15時11分  
券番号: 4268  
取引内容: 乗車券購入 金260円

伝票番号: 84733

ご利用ありがとうございます。  
地) 博多駅 券CO1発行  
福岡市地下鉄

別紙県外活動報告書2の通り

博多駅 → 福岡空港駅

按分率	按分後金額

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報広聴費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費
26	○										

**領収書**

渡辺 昇 様

ご利用日付 2021年11月12日  
時刻 15時31分  
券番号: 0439  
取引内容: 乗車券購入 金260円

伝票番号: 41953

ご利用ありがとうございます。  
福岡空港駅 券B04発行  
福岡市地下鉄

別紙県外活動報告書2の通り

福岡空港駅 → 博多駅

按分率	按分後金額

※ 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別添とすることも可能である。  
 ※ 「整理番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。  
 ※ 按分した場合は、按分率欄及び按分後金額欄に記載すること。

# 愛知県職員措置請求書

## 1. 請求の要旨

請求の対象者 愛知県知事 (愛知県議会事務局長)

愛知県議会議員 渡辺昇氏に対する不当に使用した政務活動費の返還を請求すること。

それに対する事案として、2017年度の政務活動費のうち、事務所賃料1146960円については、渡辺議員自身が社長を務める不動産会社から借入した事務所賃料として同社に支払ったことは政務活動費の不当な使用である。不当に使用した政務活動費の返還を求めたい。

## 2. 請求者

[Redacted Name]

連絡先 [Redacted Contact]



地方自治法第242条第1項の規定に於て別紙事実証明書添付し、必要の措置を請求します。

2023年2月22日

愛知県監査委員 御牛



## 別紙 事実関係証明書

2015年3月11日の中日新聞で次のように報道されている。

収支報告書によると、渡辺昇氏自身が社長を務める不動産会社から借りた事務所賃料として同社に月額30万円、秘書1人の人件費として月額15万~20万円程度をいずれも政務活動費から支出。この賃料と人件費は政務活動費の大半を占めた。県議会事務局によると9日に渡辺氏から収支報告書が提出され

同日付で受理。10日に渡辺氏側から「手数料返還額を振り込んだ」と連絡があった。

上記の様に、不当な行為を指摘されたにもかかわらず、翌年度、2014年度の

2017年度に同様の処理をしよう。

そして、2017年度の政務活動費の返還としたのは、新聞報道によると

「2013年2月15日大村赤幸知事は岡井隆彌愛知県議に対し、2017年度~21年度、県が交付した政務活動費のうち、事務所費3675000円の返還を請求した」

という類似の案件から、尚且つ、渡辺氏の場合は、議員本人が社長を務める本人という悪質な流用である。本来ならば、この4年度分について返還されるべきである。

別紙

平成29年度政務活動費収支報告書

氏名 渡辺 昇

1. 収入  
政務活動費 5,900,015 円

2. 支出

(単位:円)

経 費	支 出 額	摘 要
調査研究費		
研 修 費		
広報広聴費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	35,932	新聞購読料
事務所費	1,146,960	事務所賃借料
事 務 費		
人 件 費	2,606,666	政務活動補助員 給与 賞与 社会保険料
合 計	3,789,558	

3. 残余 2,110,457 円

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 摘要の欄には、主たる支出の内訳を記載すること。なお、当該欄が不足する場合には、別葉とすること。

# 領収書整理票

(購買名: 渡辺 のぼる)

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報宣伝費	印刷製本費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務消費	事務費	人件費
50									○		

領 収 証

渡辺 昇

様

No. \_\_\_\_\_

\* 1/9/160  
 録事務所 1階 家賃 平成30年3月分  
 30年3月29日 上記正に領収いたしました



コク日 ウケ-1007

内 訳

税抜金額

消費税額等(8%)

名古屋市中区栄二丁目  
 東洋観光株式会社  
 代表取締役 渡 邊

按分率	1/2	按分後金額	95,580
-----	-----	-------	--------

整理番号	経費項目	調査研究費	研修費	広報宣伝費	印刷製本費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務消費	事務費	人件費

按分率		按分後金額	
-----	--	-------	--

※ 領収書は重ならないように貼付すること。なお、領収書が大きい場合は、記入欄を一つにまとめたり、別紙とすることも可能である  
 ※ 「整理番号」欄には出納簿の該当する整理番号を記載し、「経費項目」欄には該当する経費項目に○を記載すること。  
 ※ 按分した場合は、按分率欄及び按分後金額欄に記載すること。

## 住民監査請求（政務活動費に係る事務所費の返還について）の要件審査について

### 1 請求年月日

令和5年2月22日（水）

### 2 受付年月日

令和5年2月24日（金）

### 3 処理期限（請求のあった日（受付日）の翌日から起算して60日以内）

令和5年4月25日（火）

### 4 請求の内容（要旨）

愛知県議会議員渡辺昇に対し、平成29（2017）年度の事務所の賃料として使用した政務活動費の返還を請求すること。

渡辺議員自身が社長を務める会社から借りた事務所の賃料として同社に支払っており政務活動費の不当な使用である。

### 5 要件審査

#### (1) 請求の形式

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の住民であること	住民の範囲は、「法律上の行為能力の認められている限り法人たると個人たるとを問わない」（昭和23年10月30日行政実例）	住民票により愛知県の住民であることを確認した。	適
② 事実証明書が添付されていること	違法又は不当な財務会計上の行為につき、これらを証する書面（事実証明書）を添えることを要する。	渡辺昇県議が政務活動費を自身が代表を務める法人から賃借した事務所の賃借料に充当していること等を証する趣旨の書面が添付されており、事実証明書と認められる。	適
③ 請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員は、愛知県議会事務局長である。	適
④ 当該行為があった日から1年以内の請求であること	原則として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求できない。	違法不当に使用された政務活動費の返還請求権の行使を怠る事実に係る監査請求であり、期間制限の規定は適用されない。	適
⑤ 自署がされていること	請求人の住所の記載があり、自署がされていることを要する。	請求人の住所の記載があり、自署がされている。 なお、請求人の住所及び氏名を非公開とするよう意思表示している。	適

#### (2) 請求の内容

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の財務会計上の行為であること	次のいずれかに該当する行為でなければならない。 ①公金の支出 ②財産の取得、管理、処分 ③契約の締結、履行 ④債務その他の義務の負担 ⑤公金の賦課、徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実 ⑦①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合	違法不当に使用された政務活動費の返還請求権の行使を愛知県議会事務局長に求めるものであり、⑥財産の管理を怠る事実	適
② 違法又は不当な財務会計行為とする理由あるいは事実が摘示されていること	住民監査請求においては、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、その理由あるいは事実を具体的に示さなければならない。	請求人は、渡辺昇県議が政務活動費を自身が代表を務める法人から賃借した事務所の賃借料に充当していること等を指摘しており、監査請求に係る理由及び事実が具体的に示されている。	適
③ 特定性・具体性があること	住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。（最高裁判所平成2年6月5日判決）	請求人は、平成29年度の渡辺昇県議に係る政務活動費のうち事務所費相当額の返還請求を怠る事実を特定して個別的、具体的に摘示している。	適
④ 損害発生の可能性があること	たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。（行政実例昭和45年4月21日）	仮に違法不当に使用された政務活動費の返還請求を怠っていた場合、県に損害を及ぼす可能性がある。	適

### 6 判断

以上のとおり、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を満たしており、**監査を実施することとする。**

住民監査請求（政務活動費に係る調査研究費の返還について）の要件審査について

1 請求年月日

令和5年2月22日（水）

2 受付年月日

令和5年2月24日（金）

3 処理期限（請求のあった日（受付日）の翌日から起算して60日以内）

令和5年4月25日（火）

4 請求の内容（要旨）

愛知県議会議員渡辺昇に対し、令和3（2021）年11月12日の県外活動に係る旅費として使用した政務活動費の返還を請求すること。

県外活動報告書に福岡空港の視察をしたとあり、その内容は、福岡空港におけるピアガーデンの開催や滑走路の増設を県営名古屋空港でも行うよう要望することが目的とあるものの、調査に訪れた事実はない。

5 要件審査

(1) 請求の形式

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の住民であること	住民の範囲は、「法律上の行為能力の認められている限り法人たると個人たるとを問わない」（昭和23年10月30日行政実例）	住民票により愛知県の住民であることを確認した。	適
② 事実証明書が添付されていること	違法又は不当な財務会計上の行為につき、これらを証する書面（事実証明書）を添えることを要する。	渡辺昇県議が政務活動費を福岡空港での県外活動に係る旅費に充当していること、当該日に県議が福岡空港を訪問していないこと等を証する趣旨の書面が添付されており、事実証明書と認められる。	適
③ 請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員が愛知県の職員であること	請求の対象となる職員は、愛知県議会事務局長である。	適
④ 当該行為があった日から1年以内の請求であること	原則として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、請求できない。	違法不当に使用された政務活動費の返還請求権の行使を怠る事実に係る監査請求であり、期間制限の規定は適用されない。	適
⑤ 自署がされていること	請求人の住所の記載があり、自署がされていることを要する。	請求人の住所の記載があり、自署がされている。 なお、請求人の住所及び氏名を非公開とするよう意思表示している。	適

(2) 請求の内容

項目	留意事項等	結果	適・否
① 愛知県の財務会計上の行為であること	次のいずれかに該当する行為でなければならない。 ①公金の支出 ②財産の取得、管理、処分 ③契約の締結、履行 ④債務その他の義務の負担 ⑤公金の賦課、徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実 ⑦①～④の行為が相当の確実さをもって予測される場合	違法不当に使用された政務活動費の返還請求権の行使を愛知県議会事務局長に求めるものであり、⑥財産の管理を怠る事実	適
② 違法又は不当な財務会計行為とする理由あるいは事実が摘示されていること	住民監査請求においては、請求人は、違法又は不当と主張する財務会計行為について、その理由あるいは事実を具体的に示さなければならない。	請求人は、渡辺昇県議が当該日に福岡空港を訪問していないこと等を指摘しており、監査請求に係る理由及び事実が具体的に示されている。	適
③ 特定性・具体性があること	住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。（最高裁判所平成2年6月5日判決）	請求人は、令和3年度の渡辺昇県議に係る政務活動費のうち当該日の福岡空港での県外活動に係る旅費に充当した調査研究費相当額の返還請求を怠る事実を特定して個別的、具体的に摘示している。	適
④ 損害発生の可能性があること	たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。（行政実例昭和45年4月21日）	仮に違法不当に使用された政務活動費の返還請求を怠っていた場合、県に損害を及ぼす可能性がある。	適

6 判断

以上のとおり、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を満たしており、**監査を実施することとする。**